

高知県担い手経営発展促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県担い手経営発展促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、認定農業者を中心とした意欲ある多様な担い手の農業経営の法人化、規模拡大、円滑な経営継承等の多様な課題に対して、経営改善活動を支援することで、経営感覚を育て更なる経営発展を図るため、一般社団法人高知県農業会議が行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、一般社団法人高知県農業会議（以下「補助事業者」という。）に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則、要綱、要領等の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助金の交付を受けた年度の翌会計年度から起算して5年間保管すること。
- (4) 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 県税の滞納がないこと。
- (6) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して、前各号の条件を付さなければならないこと。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、第4条第1項の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその適否を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 知事は、前条の規定による補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

(補助事業の変更)

第7条 補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかの変更（各号に該当しない軽微な変更を除く。）をしようとするときは、事前に別記第2号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の新設、中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業費の30パーセントを超える増又は補助金の増
- (4) 事業費又は補助金の30パーセントを超える減
- (5) 委託事業の新設又は委託先の変更

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の遅延等)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(補助事業の遂行状況)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期（第4四半期を除く）の末日現在において別記第3号様式による事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、次条の規定による概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

(補助金の概算払の請求)

第10条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づく補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日若しくは当該補助事業の中止の承認を受けた日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに別記第5号様式による補助金実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の補助金実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった

場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の補助金実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定する。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第13条 知事は、次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全額若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者が規則又はこの要綱等の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施が著しく不相当であると認められたとき。
- (5) 補助事業者、間接補助事業者等が別表第2に掲げるいずれかに該当することが判明したとき。

(グリーン購入)

第14条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第16条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 5 条第 3 号、第 11 条第 3 項、第 13 条及び第 16 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成 29 年 3 月 17 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 10 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 3 月 23 日から施行する。ただし、改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

附則

この要綱は、令和 4 年 3 月 25 日から施行する。ただし、改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

附則

この要綱は、令和 6 年 3 月 25 日から施行する。ただし、改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

附則

この要綱は、令和 7 年 3 月 27 日から施行する。ただし、改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

附則

この要綱は、令和 8 年 3 月 25 日から施行する。ただし、改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

別表第1（第3条関係）

補助事業の内容	補助対象経費		補助率
	区分	内容	
<p>1 農業経営・就農支援事業</p> <p>担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）及び農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、高知県農業経営・就農支援センターが実施する取組（国費対象外のものに限る）</p>	実施要綱別表による	実施要綱別表による	定額
<p>2 経営発展促進事業</p> <p>一般社団法人高知県農業会議が行う次に掲げる事業</p> <p>（1）個別支援</p> <p>経営改善を志向する経営体の経営課題に対して個別相談を行い、経営診断、課題応じた専門家からの助言などにより、経営体の経営発展を支援する</p> <p>（2）経営能力向上研修</p> <p>事業経営の発展に必要な労務管理、経営分析、危機管理、マネジメント、リーダーシップなどの能力向上を支援する</p> <p>（3）先進的農業経営等普及啓発</p> <p>優良・先進的な農業経営の事例調査や研修会の開催、企業参入支援、経営者交流会などにより、経営体の先進的技術の習得や人脈づくりを支援する</p> <p>（4）担い手ネットワーク活動支援</p> <p>ア 県担い手サミットの開催</p> <p>イ 担い手組織活動 （認定農業者等ブロック別交流会等）</p> <p>ウ 地域認定農業者組織設立・活動支援</p> <p>（5）その他</p> <p>農業経営の発展促進に必要な体制整備など目的達成のために必要と認められるもの</p>	1 謝金	講師等として依頼した者に対する謝金等	定額
	2 旅費	職員旅費及び講師等旅費	
	3 需用費	印刷製本費、消耗品費、燃料費（自動車等の燃料費）及び光熱水料	
	4 役員費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）及び送金手数料	
	5 委託料	事務の一部を他の者に委託する場合に要する経費	
	6 使用料及び賃借料	会場借上げ料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料	
	7 備品費	当該事業実施に直接必要な事業用機械器具等購入費（1件当たり50万円未満のものに限る。）	
	8 負担金	会議参加費等	
	9 給料等	補助事業に直接従事する職員に対する一般職給、職員手当、共済費、事務補助員に対する賃金等	

別表第2（第5条、第6条、第13条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

申請者 所在地
団体名
役職・氏名
生年月日

年度高知県担い手経営発展促進事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県担い手経営発展促進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的（又は成果）

（注）目的（成果）を簡単に記入してください。

2 消費税及び地方消費税の確定申告の状況

本事業で補助対象経費とした内容の消費税及び地方消費税の確定申告の状況について、該当する項目に必ずチェックを入れてください。	
	本則の課税事業者として申告することが判明している
	簡易課税事業者として申告する又は課税事業者でないことが判明している
	上記のいずれかに該当するか判明していない

3 事業の内容

(1) 農業経営・就農支援事業計画（実績）

実施時期	活動内容	活動回数	参加人数	備考

(注)：農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）の別紙様式第6号の事業実施計画書又は当該計画書に準じた内容のわかる資料を添付してください。

(2) 経営発展促進事業計画（実績）

ア. 個別支援

実施時期	活動内容	活動回数	参加人数	備考

イ. 経営能力向上研修

実施時期	活動内容	活動回数	参加人数	備考

ウ. 先進的農業経営等普及啓発

実施時期	活動内容	活動回数	参加人数	備考

エ. 担い手ネットワーク活動支援

実施時期	活動内容	活動回数	参加人数	備考

4 経費の配分

区分	総事業費 (A)+(B)	負担区分		備考
		県補助金 (A)	その他 (B)	
(1) 農業経営・就農支援事業 (2) 経営発展促進事業 ア. 個別支援 イ. 経営能力向上研修 ウ. 先進的農業経営等普及啓発 エ. 担い手ネットワーク活動支援	円	円	円	
合計				

5 事業完了（予定）年月日 年 月 日

6 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	備考
県費(A)	円	円	円	
その他(B)				
計(A)+(B)				

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	備考
(1) 農業経営・就農支援 事業	円	円	円	
(2) 経営発展促進事業				
ア. 個別支援				
イ. 経営能力向上研修				
ウ. 先進的農業経営等 普及啓発				
エ. 担い手ネットワーク 活動支援				
合計				

7 添付書類（第1号様式の2又は第1号様式の3）

第1号様式の2

県税完納情報の提供に係る同意書

高知県知事様

【申請者】

住所 (法人本社所在地)	
フリガナ	
氏名 (法人名称及び代表者職氏名)	
電話番号	

私は、下記のことにご同意します。

記

- (1) 高知県担い手経営発展促進事業費補助金交付審査のため、全ての県税（個人県民税および地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等の納付又は納入の状況に関して、税務課から農業担い手支援課に県税の完納情報の提供を行うこと。
- (2) (1) の事務を行うために必要な範囲で、本同意書が税務課に共有されること。
- (3) 県税の完納情報の提供に当たり、農業担い手支援課の指示及び指導がある場合は、その内容に従うこと。

【注意事項】

- ・法人登記簿に記載の本社所在地、法人名称並びに代表者職氏名をご記入ください。
- ・この同意書が提出された時点で県税を完納していたとしても、完納の確認まで1週間から4週間程度要する場合がありますので、ご了承ください。
- ・県税に滞納がないことの証明書を添付される場合は、この同意書は不要です。
- ・本同意書に基づき提供された完納情報は、当該補助金交付事務以外に使用しません。

高知県知事 様

申請者 所在地
団体名
役職・氏名

年度高知県担い手経営発展促進事業費補助金計画変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました事業について、下記のとおり計画変更（中止・廃止）したいので、高知県担い手経営発展促進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、申請します。

記

1 補助金変更申請額

既交付決定額	変更後の申請額	差引き増減額
円	円	円

2 変更（中止・廃止）の内容

3 変更（中止・廃止）の理由

4 添付書類

(注)：記入要領は、別記第1号様式に準ずるものとします。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、以降を別記第1号様式に準じて作成し、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分並びに変更後の事業の内容及び経費の配分を容易に比較対照することができるよう変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記入してください。

第3号様式（第9条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

申請者 所在地
団体名
役職・氏名

年度高知県担い手経営発展促進事業費補助金遂行状況報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は補助金の変更交付の決定）通知がありました事業について、高知県担い手経営発展促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり事業遂行状況を報告します。

記

事業遂行状況（第 〇 四半期末現在）

区 分	計画事業費 A	出来高 事業費B	進捗度 B/A	残高 事業費	摘要
(1) 農業経営・就農支援 事業	円	円	%	円	
(2) 経営発展促進事業					

第4号様式（第10条関係）

年度高知県担い手経営発展促進事業費補助金概算払請求書

金 円

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（変更交付の決定）通知がありました。年度高知県担い手経営発展促進事業費補助金について、上記金額を概算交付されるよう、高知県担い手経営発展促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

区 分	事業費	補助金 交付決 定額	既受領額	今回請 求額	月 日 までの 出来高 予定	残 高
(1) 農業経営・就農支援事業 (2) 経営発展 促進事業	円	円	円	円	%	円
合 計						

年 月 日

高知県知事

様

申請者 所在地
団体名
役職・氏名
生年月日

第5号様式（第11条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

申請者 所在地
団体名
役職・氏名

年度高知県担い手経営発展促進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は補助金の変更
交付の決定）通知がありました事業について、下記のとおり実施しましたので、高知県担い手
経営発展促進事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、報告します。

記

（注）：記載要領は、別記第1号様式に準ずるものとします。また、事業実施がわかる資料を
添えてください。

番 号
年 月 日

高知県知事 様

申請者 所在地
団体名
役職・氏名

年度消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更交付の決定）がありました事業について、高知県担い手経営発展促進事業費補助金交付要綱第11条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--------------------------------|---|---|
| 1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 | 金 | 円 |
| （年 月 日付け 第 号による確定通知額） | | |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注） 事業実施主体別の内容資料その他参考となる資料を添えてください。